

栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例について

栃木市では路上喫煙マナーの推進に関し、『市民等』『事業者』『市』の責務を明らかにするとともに、『路上喫煙マナーアップ推進区域』『路上喫煙禁止区域』を指定することにより、市民等の身体及び財産の安全を確保し、快適な生活環境の実現に資することを目的に「栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例」を平成30年4月1日より施行します。

なお、「路上喫煙禁止区域」を設定する際に、路上喫煙や吸い殻のポイ捨てなどに対して罰則を設けている自治体の事例を検討しましたが、本市では、まずは罰則を設けずにマナーに訴える形で路上喫煙の防止に取り組みます。

1 制限区域において次の行為を「路上喫煙」として規制します。

- ①タバコに火を付ける行為
- ②タバコを吸う行為（自転車やバイクに乗車してタバコを吸う場合も含む）
- ③火のついたタバコを持ち歩く行為（歩きタバコ）

2 「路上喫煙マナーアップ推進区域」と「路上喫煙禁止区域」を指定します。

①路上喫煙マナーアップ推進区域

市民や観光客が多く通行する駅周辺や大通り、観光スポットなど、喫煙マナーのより一層の向上を図る必要がある区域を「路上喫煙マナーアップ推進区域」として指定します。路上喫煙マナーアップ推進区域では、喫煙は禁止ではありませんが、喫煙する場合は備付けの灰皿のある喫煙場所や携帯灰皿を使用し、周囲に迷惑にならないよう十分に配慮していただきます。

②路上喫煙禁止区域

「路上喫煙マナーアップ推進区域」のうち、市民等の通行が特に多い区域及び伝統的な建造物の多く残る区域を「路上喫煙禁止区域」として指定します。路上喫煙禁止区域では、指定喫煙場所以外で喫煙することはできません。

★指定喫煙所は栃木駅北口と南口に設置します。

3 具体的施策

- ①地図付看板の設置
- ②路面標示の設置
- ③キュービクル看板の設置
- ④懸垂幕の設置
- ④清掃・周知活動の実施

3 「栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例」施行開始キャンペーンについて

日 時 平成30年4月1日（日）午前9時～

場 所 栃木駅北口駅前広場東側

次 第

- 1 市長あいさつ (9:00～ 9:05)
- 2 議長あいさつ (9:05～ 9:10)
- 3 周知看板の除幕 (9:10～ 9:15)
- 4 周知活動と清掃活動に別れ各々実施 (9:15～10:15)
 - ・周知活動 栃木駅北口・南口にてチラシ配布による周知活動
 - ・清掃活動 禁止区域、マナーアップ推進区域にて清掃活動

参加予定者

市長、正副議長、市議会議員、栃木警察署
清掃ボランティア、学生ボランティア、観光ボランティア
栃木たばこ販売協同組合、日本たばこ産業(株)
フィリップモリスジャパン(株)、公共交通機関
栃木市ゴルフ場環境保全対策連絡協議会
栃木市女性団体連絡協議会、路上喫煙等の防止に関する懇談会参加者
環境審議会委員、地域クリーン推進員、栃木駅周辺自治会
市職員等

問合せ先 生活環境部 環境課 担当：紺野 電話：0282-21-2141

栃木市条例第37号

栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例

(目的)

第1条 この条例は、道路等における喫煙に関するマナーの推進に関し、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上喫煙マナーアップ推進区域及び路上喫煙禁止区域を指定することにより、市民等の身体及び財産の安全を確保し、快適な生活環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。

(2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 道路等 道路、公園、広場その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる場所を除く。）をいう。

(4) 路上喫煙 道路等においてたばこ（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第1項第1号に規定する製造たばこをいう。以下同じ。）を吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内において、当該自動車の外に喫煙によるたばこの煙が流出することなく、当該行為を行うことを除く。

(5) 喫煙マナー 歩きながらたばこを吸う行為、火の付いたたばこ又はたばこの吸い殻を道路等に捨てる行為その他の他人に迷惑を及ぼす喫煙及び生活環境に悪影響を及ぼす喫煙に係る行為をしないよう努めることをいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、路上喫煙をする場合は、喫煙マナーを守らなければならない。

2 市民等は、市が実施する喫煙マナーの推進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、従業員その他事業活動を行う者に対し、喫煙マナーの向上を図るための指導及び助言を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する喫煙マナーの推進に関する施策に協力するものとする。

3 たばこの製造及び販売事業を行う者は、喫煙マナーの向上のための自主的な取組を実施し、喫煙マナーの推進を図るよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、喫煙マナーの推進のために必要な施策を実施しなければなら

ない。

2 市は、市民等又は事業者が行う喫煙マナーの向上に関する活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(路上喫煙マナーアップ推進区域)

第6条 市長は、市民等の通行が多い道路等のうち特に喫煙マナーの向上を図る必要があると認める区域を路上喫煙マナーアップ推進区域（以下「推進区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、推進区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の規定は、推進区域の変更及び指定の解除について準用する。

(推進区域における施策の実施等)

第7条 市長は、推進区域において喫煙マナーの向上により誰もが快適に過ごすことができる生活環境の実現に向けた施策を重点的に実施するものとする。

2 市民等は、推進区域において路上喫煙をする場合は、備付けの灰皿のある喫煙場所において喫煙し、又は携帯灰皿を使用し、周囲の者に迷惑にならないように十分に配慮しなければならない。

(路上喫煙禁止区域)

第8条 市長は、推進区域のうち市民等の通行が特に多い区域及び火災予防が必要な伝統的な建造物の残る区域を路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該禁止区域に標識を設置する等により周知を図らなければならない。

3 前項の規定は、禁止区域の変更及び指定の解除について準用する。

(禁止区域における路上喫煙の禁止)

第9条 市民等は、禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙場所として指定した場所においては、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

路上喫煙マナーアップ推進区域・路上喫煙禁止区域地図

栃木県マスコットキャラクター
とち介



ご理解とご協力をお願いします。

■ 栃木地域 ■

路上喫煙禁止区域
路上喫煙マナーアップ推進区域

栃木市嘉右衛門町重要伝統的建造物群保存地区

万町交番前
栃木市役所
常磐橋
蔵の街大通り
幸来橋
巴波川綱手道
倭町
富士見橋
栃木駅
指定喫煙場所(北口)
指定喫煙場所(南口)

路上喫煙禁止区域では指定喫煙場所以外での喫煙は禁止です。

新栃木駅前(西口、東口)
東口
西口

野州大塚駅前
野州平川駅前

■ 大平地域 ■

新大平下駅前(西口、東口)
西口
東口

大平下駅前

■ 藤岡地域 ■

藤岡駅前

■ 都賀地域 ■

家中駅前

合戦場駅前

■ 西方地域 ■

東武金崎駅前

■ 岩舟地域 ■

静和駅前

岩舟駅前

路上喫煙禁止区域

- ・栃木駅前(北口、南口)
- ・栃木市嘉右衛門町重要伝統的建造物群保存地区

路上喫煙マナーアップ推進区域

- ・野州大塚駅前
- ・野州平川駅前
- ・新栃木駅前(西口、東口)
- ・蔵の街大通り
- ・巴波川周辺
- ・銀座通り
- ・歌麿(みつわ)通り及びノミの市通り周辺
- ・大平下駅前
- ・新大平下駅前(西口、東口)
- ・藤岡駅前
- ・家中駅前
- ・合戦場駅前
- ・東武金崎駅前
- ・岩舟駅前
- ・静和駅前